

「住民基本台帳ネットワークシステム」 第2次サービススタート

8月25日から希望する市民の方に、住民基本台帳カードを500円の手数料で交付します。

◎カードデザイン

A 写真なしカード



B 写真付カード



◎カード概要

①カードの様式

写真のA・B様式(左記参照)より希望のカードを選択できます。

②有効期限

様式A・Bともカード発行から10年間

カードの利用について

- ①カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できます。
住民票の写しの広域交付、転入転出手続きの簡素化、住基ネットの利用を認められた事務での**本人確認**に活用できます。
- ②将来的に公的認証サービスの秘密鍵、電子証明書の保存用カードとして利用できます。
- ③写真付を希望した場合は、公的な身分証明書として利用できます。

カードの申請及び交付について

- 住民基本台帳カード交付申請書を市民生活課に提出する。その際旅券、運転免許証、身分証明書(写真付)など本人確認のできるものが必要です。
 - 交付時に本人が住民基本台帳カード利用時の暗証番号を設定する。
- ※本人が疾病などでやむを得ない場合など、状況によっては代理人が手続きをすることができます。

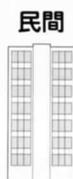
住基ネットの個人情報保護対策として

住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。

そのため、個人情報保護に関する国際的な基準を十分踏まえた上で、制度面、技術面及び運用面などあらゆる面で十分な対策を行っています。

保有する情報や利用目的を法律で限定しています

- ①保有する情報は、4情報(氏名・生年月日・性別・住所)、住民票コードとこれらの変更情報に法律で限定。
- ②情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を法律で具体的に限定。また、行政機関が提供された情報を目的外利用することを禁止。



国の行政機関等
法律上の根拠が必要
目的外利用禁止

利用禁止



住民票コードは、利用が限定されています

行政部門・民間部門が住民票コードを利用することは法律で禁止。

外部からの侵入と内部の不正利用を防止しています

【外部からの侵入の防止】

- ①専用回線の利用により、不正侵入を防止。
- ②通信を行う際には、データを暗号化。
- ③万が一の場合は、「緊急時対応計画」に基づき、ネットワークの運営を停止。

【内部の不正利用の防止】

- ①地方公共団体・指定情報処理機関・本人確認情報の受領者(行政機関)のシステム操作者に守秘義務。
- ②操作者識別カードやパスワードによる厳格な確認を行い、正当なシステム操作者だけがコンピュータを操作。